

## 「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」への意見

### 1. 電波利用共益事務の在り方

「第2章 電波利用共益事務の在り方」「(2) 電波利用共益事務の在り方」のP16に、

『電波利用共益事務の在り方については、

- ① 周波数ひっ迫対策等の研究開発、啓発活動の強化等、既存の電波利用共益事務を強化すべき』

と記載されています。電波利用料の活用には、「周波数ひっ迫対策等の研究開発」という観点から、P17脚注に、

『欧州で第5世代移動通信システムの標準化を目指す研究開発の動きが進展しつつある中、日本でも国際競争力を確保する上で重要な研究開発を強化していくべき』

と記載されているように、今後の我が国の基盤として重要な情報通信の進展のために電波利用料を使用し、我が国の国際競争力の維持、発展のために活用することを要望します。

また、無線機器の正しい利活用のための解決策は、利用者のリテラシー向上がカギになると考えます。「啓発活動の強化等」という観点から、同P17脚注に、

『周波数がひっ迫している中、ユーザーが正しく効率的に電波を使うことが出来るよう、学校教育も含めた啓発活動を強化すべき』

と記載されているように、「学校教育」の場での啓発活動は非常に重要と考えます。一方、受動的な利用者に対しては、「教育の場の提供」という観点だけでは、その情報自体を知らしめることができません、取組みの必要性を広く周知させるために、「学校教育も含めた啓発活動」に加え、露出をあげるための思い切った措置、たとえば、マスメディア等を介した情報展開による露出度のさらなるアップ等、の検討をお願いします。

### 2. 新たな電波利用システムに対する料額設定

「第3章 次期電波利用料の見直しの考え方」「3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方」「(2) 携帯電話等を利用するスマートメーターや M2M システム」のP36に記載されている、

『意見では、携帯電話等を利用するスマートメーターやM2M システムなどについては、ICT インフラとして普及を促進する観点から、電波利用料の負担を軽減すべきとするものが大多数であり、戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当である』

に賛同します。M2Mシステム等の減免については、インフラとしての公益性があり、さらに、日本の発展のため、成長戦略の一環として進めるべきものと考えます。

### 3. 無線LANのように周波数帯を占有しない免許不要局

「第4章 その他」(1)電気通信事業者の設置する免許不要の無線 LAN 基地局に対する電波利用料徴収の是非」のP39に記載されている、

『電気通信事業者の設置する、免許不要の無線 LAN 基地局に対する電波利用料徴収については、他の免許不要局との公平性や電気通信事業者間の公平性の観点、さらには料額に対する徴収コストなどを踏まえると現状においては電波利用料の課金を検討することは時期尚早である』

に賛同します。無線 LAN のように周波数帯を占有しない免許不要局は、ICT 社会の確立への貢献が期待されるという点、そして、電波有効利用に貢献している観点から、電波利用料負担の検討対象とするべきではない、と考えます。